

## [事案 2022-79] 既払込保険料返還請求

・令和5年1月27日 裁定終了

### <事案の概要>

自分の意思に反して転換させられたことを理由に、既払込保険料の返還等を求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

昭和55年4月に契約した終身保険（契約①）について、平成2年12月に終身保険（契約②）に転換し、さらに平成20年11月に終身保険（契約③）に転換した。しかし、以下等の理由により、契約①②③の既払込保険料を返還してほしい。

- (1)平成20年10月、仕事から帰宅すると、自宅ソファに座って待っていた募集人2名が契約③の説明を始め、「満期でやめるから帰れ」と怒鳴ったが帰らず、再度退去を促しても帰らなかった。募集人らを退去させるためには申し込むしかないと考え、意思に反して契約③に転換した。
- (2)契約③が掛け捨ての保険であると説明されなかったため、平成30年に確認するまで、解約返戻金が少ないことに気が付かなかった。
- (3)保険料の払込みは65歳でやめたいと言ったが、払込期間が80歳までの契約③を契約させられたのは詐欺である。

### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)平成20年8月、募集人2名は、申立人宅に昼頃1時間ほど滞在して、契約②から契約③への転換を提案しているが、設計書、注意喚起情報を用いて契約内容を対比して説明し、解約返戻金の推移も説明している。
- (2)募集人らは、申立人から怒鳴られたことも帰れと言われたこともなく、その他、詐欺や強迫と評価されるような行為もしていない。
- (3)申立人は、配偶者の生年月日訂正や追徴保険料の支払いなど、契約成立に向けて積極的に行動していた。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約③への転換時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人らの説明不十分、不退去、強迫、詐欺を理由とした既払込保険料の返還は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。